

第51回松本市技能功労者褒賞式典 を開催しました！



「第51回 松本市技能功労者褒賞式典」が令和5年11月23日(木)の勤労感謝の日に松本市勤労者福祉センターにおいて開催されました。この式典は、長年技能向上に精励され後継者育成などを通じて業界の発展に功績を残された皆さんを称えるもので、今年度は7名の方が受賞されました。臥雲義尚松本市長の式辞の後、受賞者一人ひとりに市長から褒状と記念品が手渡されました。来賓を代表して、上條温松本市議会議長と両角友成長野県議会議員から祝辞をいただき、受賞者の皆様からは御礼と関係者への感謝のあいさつがありました。

今回受賞された皆様

【大工】	熊谷 定夫	【配管技能士】	高橋 恒明	【美容師】	等々力 詔子
【電気技能士】	野島 裕	【調理師】	野田 眞一		
【造園師】	小林 和徳	【調理師】	中野 清		

(順不同、敬称略)

第61回 技能五輪全国大会が 開催されました

11月17日から21日までの5日間、第61回技能五輪全国大会（以下、大会）が愛知県国際展示場など全13会場で開催されました。

この大会には各県から選抜された全41職種の1,010名が出場し、長野県選手団は中央職業能力開発協会会長賞（特別賞）を獲得して閉幕しました。

長野県からは17職種45名が出場し、うち松本市から3職種3名が参加しました。

大会に先立って、選手は松本市役所を表敬訪問し、臥雲松本市長から激励の言葉が送られました。



建築大工：矢島さん（左）、レストランサービス：太田さん（中）、日本料理：岩岡さん（右）

11月13日～20日に松本市と松本市ものづくり人材育成連絡会は「松本市技能五輪全国大会 応援企画展」を松本市勤労者福祉センターにて開催し、106人が来場しました。

第50回長野大会以降に選手を育成、輩出した松本市内の10企業と4校から大会に関する写真や資料を提供してもらい、大会の様子や大会に臨むまでの様子を写真パネルなどで紹介しました。

来場者からは「競技職種の多さに驚いた」「写真を通じて競技の流れを知ることができた」などの声が聞かれました。

応援企画展



技能五輪全国大会出場選手への助成制度があります

松本市では中小企業等から技能五輪全国大会へ選手が出場した場合、その育成に要した経費の一部を助成する制度を設けています。詳細については労政課までお気軽にお問い合わせください。

1. 対象 全国大会出場が決定した選手を育成した中小企業等

《中小企業等》

松本市内に主たる事務所または事業所を有する法人、個人、団体または学校等で、条件に該当するもの

2. 補助金額 対象経費の3分の1（ただし出場選手1人につき30万円が上限）

3. 対象経費

- ・ 出場選手および指導者の訓練・指導実施時間を対象として支払った賃金
- ・ 訓練に要した材料費など必要経費（詳細はお問い合わせください。）

4. 対象期間 技能五輪全国大会が開催される年の前年4月1日から開催日前日までの間

※次回開催の第62回大会（11月22日～予定）の場合、令和5年4月1日から令和6年11月21日（予定）までの間

【お問い合わせ】 産業振興部 労政課

TEL：35-6286 MAIL：rosei@city.matsumoto.lg.jp

「2024年物流問題」の解消を！

松本労働基準監督署と松本労働基準協会では、松本蟻ヶ崎高校書道部の協力を得て、「2024年物流問題」(※)の解消に向けて、荷主や消費者に協力を呼び掛けるポスターを作成しました。

ポスターは、松本労働基準監督署(住所：松本市大字島立1696、電話：0263-48-5693)で配布していますので、お気軽にご連絡ください。

※ 2024年4月からトラックドライバーの残業時間が年960時間までに制限されます。トラックドライバーの労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、物流に大きな影響が見込まれます。トラックドライバーの長時間労働を抑制しつつ、必要な輸送能力を確保するためには、荷主や消費者の協力が不可欠です。



長野県 特定(産業別)最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が以下のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。

【対象業種】	【時間額 (令和4年改正額)】	【発効年月日】
計量器・測定器等製造業	983円(945円)	令和5年12月24日
はん用機械器具等製造業	994円(956円)	令和5年12月20日
各種商品小売業	950円(910円)	令和5年12月31日
※長野県地域最低賃金	948円(908円)	令和5年10月 1日

【お問い合わせ先】

長野労働局労働基準部賃金室 (☎026-223-0555)
または最寄りの労働基準監督署へ



令和6年4月以降の障害者の法定雇用率引き上げ等の変更

1 障害者の法定雇用率引き上げ

令和6年4月以降、障害者雇用促進法に基づく、障害者の法定雇用率の段階的引き上げと雇用義務対象労働者数が引き下げられます。現在は、雇用労働者が43.5人以上の事業主に対し、2.3%を乗じた人数以上の障害者を雇用することが義務づけられています。令和6年4月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.5%に、雇用義務対象労働者数が3.5人引き下げられ40.0人以上になります。

また、令和8年7月からは法定雇用率が0.2%引き上がり2.7%に、雇用義務対象労働者数が2.5人引き下げられ37.5人以上になります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上



2 除外率の引き下げ

令和7年4月以降、除外率（障害者の就労が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際にあらかじめ定められた割合に相当する労働者数を控除すること）が、一律に10ポイント引き下げられ、以下のように変わります。（現在除外率が10%以下の業種については除外率制度の対象外となります。）

除外率設定業種	除外率
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%

3 障害者の算定方法の変更

- 令和5年4月から、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。
- 令和6年4月以降、週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

以上の詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001064502.pdf>

障害者雇用につきましては、より一層の受け入れと雇用への取り組みが必要となります。ハローワーク松本においては、障害者雇用に取り組む事業主に対する相談を受け付けていますので、以下の担当までお問い合わせをお願いします。

【お問い合わせ】 ハローワーク松本 TEL：27-0111（部門コード 31#）

ハローワーク松本イメージキャラクターを制定しました。

- ハローワーク松本では、ご来所いただく方に一層親しみを持っていただきたいとの思いを込めて、イメージキャラクターを制定しました。
- キャラクターのデザインは、お子様からお年寄りまで愛着があり、松本市に古くから伝わる「松本てまり」をモチーフとしています。また、愛称を「てまり」にちなみ「テマリー」と名付けました。これからもハローワーク共々テマリーに親しんでいただければ幸いです。



安心して働ける信州のために

【キャラクターのコンセプト】

松本市に古くから伝わる「松本てまり」をモチーフに、「毬が高く弾む」ように就職実現に向け自らをスキルアップすることや、「転がる毬」から、就職などの目標達成に向けた自らの努力に加え、幸運も「転がり込んでくる」ことを表しています。

また、糸で巻き包む様子が網を連想することから、ハローワークが雇用のセーフティネットであることをイメージしています。

X (旧Twitter) による情報発信を開始しました。

ハローワーク松本では、イメージキャラクター（テマリー）の制定に併せ、一般求職者向け及び学卒者向けにX（旧Twitter）による情報発信を開始しました。各種イベントやセミナーの開催ほか、就職に関するさまざまな情報を発信していきますので、以下のQRコードからご確認ください。

ハローワーク松本



(一般求職者向け)

松本新卒応援ハローワーク



(学卒者向け)

松本市公契約条例を制定しました

松本市は、公共工事や市民サービスに係る業務委託など、さまざまな契約(公契約)を締結していますが、こうした公契約に関する市としての基本方針を定め、市と受託者等との責務を明確にするとともに公契約の活用を通して、労働環境の向上、地域経済の活性化、市民サービスの向上などを図ることを目的に、「松本市公契約条例」を制定し、令和5年7月1日に施行しました。

Q 市民生活にどんな影響を与えるの？

松本市は、平成27年1月「松本市の契約に関する方針(内規)」を定めて以降、建設工事に係る最低制限価格制度の改正、総合評価落札方式の見直し、社会保険未加入対策への取組みなど、同方針に基づく事業者の適正利潤の確保や、労働環境の向上につながる制度改正に取り組んできました。

近年、社会全体として働き方改革が求められているほか、公共サービスを担う地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組みなどの必要性が指摘されています。

公契約条例は、公契約に従事する労働者の適正な労働条件等の確保につながるものですが、労働環境の整備は、事業者側にとっても優秀な担い手の確保や育成、健全で安定した経営環境につながり、ひいては、地域経済の健全な発展にもつながるものと考えています。

1 条例の適用範囲

公契約条例の適用を受ける公契約は、次のとおりです。

- (1) 市が発注する全ての工事又は製造の請負、業務委託、物品の購入その他の契約
- (2) 市と指定管理者が締結する全ての指定管理協定

2 特定公契約の適用範囲

特定公契約の範囲は次のとおりです。ただし、1者による随意契約は除く。

- (1) **予定価格1億円以上の工事請負契約**
- (2) **予定価格**(契約期間が1年以下のものにあつては当該予定価格とし、1年を超えるものにあつては予定価格を契約月数で除して得た額に12を乗じて得た額とする。) **10万円以上の業務委託契約のうち、次に掲げる業務に関する契約**
 - ア **施設の清掃業務**
 - イ **施設の警備業務**(機械警備業務を除く。)
 - ウ **施設の電話交換又は受付業務**
 - エ **施設の宿日直業務**
- (3) 松本市公の**施設の指定管理者との協定のうち、公募によるもの**

上記の特定公契約の受注者等(元請負者・下請負者)は、特定公契約に携わる労働者等が安心して働くことができるよう、適正な労働条件が確保されているかどうかを確認するため、受注者等に対し、「労働環境報告書」の提出が義務付けられます。

松本市公契約条例 適正な競争で労働条件を改善

公契約とは 国や地方自治体の事業を、民間企業などに発注・委託する際に結ぶ契約

建設工事

公共施設管理

水道メーター検針

宿日直業務

施設の清掃

備品の購入

資材の購入

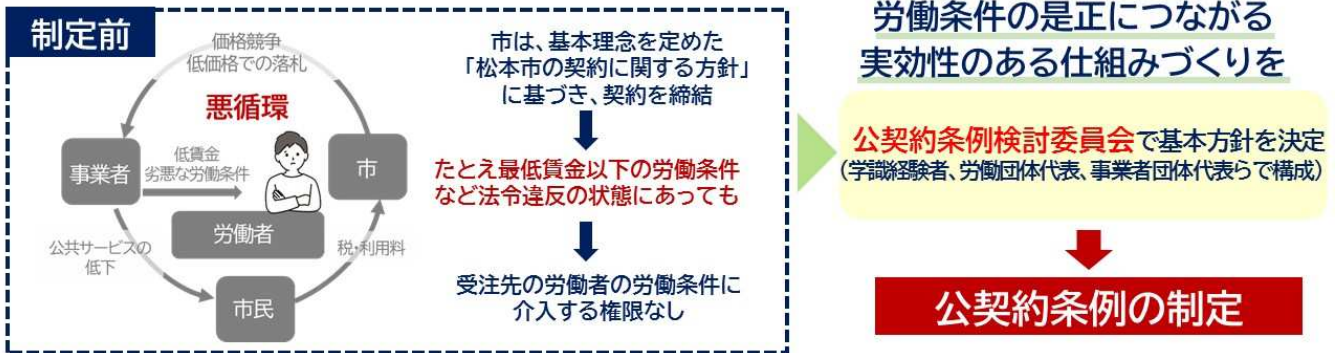
印刷物の作成

庁舎の警備

電話交換

など

条例制定の背景



松本市公契約条例 適正な競争で労働条件を改善

◆ 松本市公契約条例 3つの特徴 【対象となる「特定公契約」の取扱い】

1 10万円以上の清掃、警備、電話交換、受付、宿日直業務まで範囲拡大

2 受注者に労働環境報告書の提出義務付け

3 条例の施行状況を検証する公契約審議会を設置

★清掃業など最低賃金で働くことが多いサービス業の権利を守ることに主眼

★賃金など労働環境をチェックする報告書を労働者も閲覧し、市に是正の申し出が可能

★市は、事業者には是正指導、労基署への通報や法令違反を公表



詳しくは、松本市のホームページをご覧ください。→



【お問い合わせ】 財政部 契約管財課 TEL：34-8301

外国人なんでも相談窓口について

「松本市多文化共生プラザ」をご存じですか？Mウイングの3階に位置し、外国人住民だけでなく日本人支援者もご利用いただける「外国人なんでも相談窓口」です。

外国人労働者や雇用に関すること、VISAや在留資格に関する相談も関係機関と連携しながら対応しています。毎月第2木曜日には、行政書士による無料の外国人行政相談も行われています。ぜひご利用ください。

【松本市多文化共生プラザ】

(松本市HP) ▶
松本市中央1-18-1
Mウイング3階
TEL:0263-39-1106



▲生活ガイドブック・防災ハンドブック
(松本市HP)

人権共生課では「生活ガイドブック」、「防災ハンドブック」をそれぞれ9言語で作成しています。いずれも、市ホームページでご覧いただけますのでご利用ください。また、「外国人住民の生活オリエンテーション」などをテーマに出前講座を行えますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 住民自治局 人権共生課

TEL: 39-1105 MAIL: tabunka@city.matsumoto.lg.jp

心の悩みや仕事の悩み、相談してみませんか？

職業・労働相談

日時	毎週水曜日 9時～17時 (年末年始、祝日を除く)
場所	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26)
賃金・労働条件・退職・解雇・労災・休暇のほかセクハラやパワハラなど、労働に関連する様々な相談に専任の相談員が応じます。 電話での相談もできます。	
《相談無料》TEL: 0263-35-6286	

勤労者心の健康相談 ※要予約

日時	下記連絡先までお問い合わせください
場所	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26)
“こころ”と“からだ”はつながっています。 「最近ちょっと変？」は心のSOSかもしれません。もしかして、と感じたら迷わずご相談ください。専門のカウンセラーが親身に相談に応じます。	
《相談無料》TEL: 0263-35-6286	

生活・労働相談

日時	平日 9時～17時 (年末年始、祝日を除く)
場所	ユニオンサポートセンター (松本市中央4-7-22)
解雇・賃金未払い・労働契約・セクハラなどの労使間トラブルだけでなく、家庭関係や金銭トラブル等日常生活全般の諸相談に相談員が対応します。 電話での相談もできます。	
《相談無料》TEL: 0263-39-0021	

若者職業なんでも相談 ※要予約

日時	下記連絡先までお問い合わせください
場所	松本市勤労者福祉センター (松本市中央4-7-26)
就職・キャリアアップのご相談、職場での悩み等、職業に関する様々な相談に専門のカウンセラーが応じます。	
《相談無料》TEL: 0263-35-6286	